

熊本市議会質問実施要綱（平成27年議会要綱第2号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第1条～第7条（略） （質問の回数等）</p> <p>第8条 議員は、1年（第2回定例会の開会日から翌年の第1回定例会の閉会日までの間をいう。）につき2回までに限り一般質問をすることができる。</p> <p>【削る】 _____</p> <p>2 質問者の数は、1定例会につき24人を上限とする。</p> <p>3 一般質問を実施する日数は、1定例会につき6日を上限とする。</p> <p>4 1日当たりの質問者の数は、原則3人までとし、1定例会の質問者の数が18人を超えるときは、1日当たり4人までとすることができる。</p> <p>第9条・第10条（略） （質問時間）</p> <p>第11条 一般質問の質問時間（答弁を含む。）は、60分以内とする。</p> <p>第12条～第16条（略）</p> <p>附 則（略）</p>	<p>第1条～第7条（略） （質問の回数等）</p> <p>第8条 議員は、1年（第2回定例会の開会日から翌年の第1回定例会の閉会日までの間をいう。）につき1回に限り一般質問をすることができる。</p> <p>ただし、所属議員の数に応じて会派に配分される会派の枠内においては、この限りでない。</p> <p>2 質問者の数は、1定例会につき12人を上限とする。</p> <p>3 同一の議員が、連続した定例会において一般質問をすることはできない。</p> <p>【新規】</p> <p>第9条・第10条（略） （質問時間）</p> <p>第11条 一般質問の質問時間（答弁を含む。）は、120分以内とする。</p> <p>第12条～第16条（略）</p> <p>附 則（略）</p>

附 則

この要綱は、令和3年3月24日から施行する。